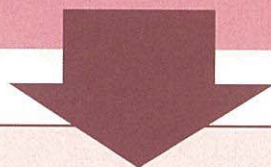


建設コンサルタント 登録の要件



- 登録部門毎に専任の**技術管理者**をおくこと。
- 資本金の額が500万以上かつ自己資本額が1000万円以上であること。

建設コンサルタント 技術管理者
(A部門)



建設コンサルタント 技術管理者
(B部門)



技術管理者となるには、次のいずれかの資格が必要です。

資格① 技術士

資格② 一級建築士(都市計画及び地方計画部門)

資格③ 国土交通大臣の認定を受けた者

技術管理者の要件の詳細については裏面を参照してください。

建設コンサルタントの技術管理者要件

表 1

区分	登録部門等	実務経験年数	実務経験の証明	受付時期	
イ	技術士登録者 (造園部門を除く)	規程別表のとおり	不 要	不 要	随時受付
	技術士登録者 (造園部門)	建設もしくは総合技術 監理部門の都市計画 及び地方計画	必 要 (3年以上)	必 要	随時受付
	一級建築士 (都市計画及び地方計画部門)		必 要 (5年以上)	必 要	随時受付
ロ	認 定	「イ」に該当しない者	表 2 を参照	認定申請には必要、 追加等の登録申請時 には不要	認定申請は7/1～7/31 登録申請は随時受付

※更新申請時は実務経験の証明は不要です。

表 2

技術管理者の認定

区分	学科等	実務経験年数
RCCM試験合格者	運用方針表2のとおり	試験合格後技術管理者又は 有資格者技術士の管理下で 5年以上
他部門の技術士登録者	規程別表の下欄の 選択科目に限る	10年以上
大学又は高等専門学校の 卒業生	不 問	卒業後20年以上
上記以外	不 問	30年以上

※認定を受けようとする建設コンサルタントに有資格技術士がない場合及び業者登録を受けていない場合は、技術管理者の認定は行いません。

※技術管理者の認定は、申請者に対してのみ有効ですので、認定技術管理者が退職された場合はその認定は無効になります。